

【留意事項】 【津波災害警戒区域】 「津波災害警戒区域」は、津波防災 地域づくりに関する法律(平成23年法律 第123号(以下「津波法」という))第 53条第1項に基づく区域です。 「津波災害警戒区域」 は、津波浸水 (津波法第8条第1項)を踏まえ、津 波による人的災害を防止するために警戒 避難体制を特に整備すべき区域です。 〇 宅地建物取引業者が津波災害警戒区 | 域内の宅地建物を取引する場合、宅地建 | 物取引業法(昭和27年法律第176号)第 | 35条に基づく重要事項の説明の対象とな ります。 【基準水位】 〇「基準水位」は、津波法第53条第2 項に基づく水位で、津波の発生時におけ る避難施設の避難上有効な高さ等の基準 となるものです。 「基準水位」は、津波浸水想定に定 める浸水深に係る水位に建造物への衝突 による津波の水位の上昇を考慮して必要 と認められる値を加えて定める水位であ り、地盤面からの高さ(m単位)で表示し ています。(下図参照) 基準水位 浸水深 【地形(標高)データ】 〇 基準水位の算出に用いた「地形(標 高)データ」は、平成25年度公表の津波 浸水想定図作成時に使用した地形である ため、その後の開発に伴う盛土や個別施 設の微細な土地の形状が現況と異なって いる場合があります。 【背景地図】 【育意地図】 〇 この資料は四国中央市都市計画区域 地形図データ(地図情報レベル2,500)、 四国中央市都市計画全域地形図データ (地図情報レベル10,000)を使用したも のである。また、国土地理院長の承認 を得て、同院発行の基盤地図情報を 使用しました。(測量法に基づく国土地 理院長承認(使用)R 2JHs 689) 道路や建物などが現況と異なっている場 合があります。 津波災害警戒区域 基準水位 XZ (単位:m (基準水位) 0.2 0.3 0.2 0.2 0.1 市町名 四国中央市 0.1 0.1 0.1 0.1 縮尺 図面番号 6 1:2,500 」m 300 50 200